

○国土交通省令第九十八号

船舶法（明治三十二年法律第四十六号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

（船舶法施行細則の一部改正）

第一条 船舶法施行細則（明治三十二年通信省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一号書式中「㉓」及び備考8を削る。
第五号書式中「㉔」及び備考11を削る。
第八号書式及び第九号書式中「㉕」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

（鉄道抵当法施行規則の一部改正）

第二条 鉄道抵当法施行規則（明治三十八年通信省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「署名捺印シ」を「氏名ヲ記載シ」に改める。
第二条第一項及び第四条中「署名捺印シ」を「氏名ヲ記載シ」に改める。
第五条中「署名捺印スベシ」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。
第十条中「署名捺印シ且毎葉ノ綴目ニ契印ヲ為スコトヲ要ス」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。
第十一条第一項中「署名捺印スベシ」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。
第十二条中「記載シ抵当権者及会社ノ代表取締役又ハ代表執行役之ニ署名捺印スベシ」を「記載スベシ」に改め、同条第二号中「名称」を「氏名又ハ名称」に改める。
第十三条ノ二第一項中「署名捺印スベシ」を「氏名又ハ名称ヲ記載スベシ」に改める。
第十八条中「署名捺印シ」を「氏名又ハ名称ヲ記載シ」に改める。
第二十八条中「署名捺印スベシ」を「氏名又ハ名称ヲ記載スベシ」に、同条第一号中「名称」を「氏名又ハ名称」に改める。
第二十八条の二を削る。

（船用品検査試験規則の一部改正）

第三条 船用品検査試験規則（大正九年通信省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一号書式、第四号書式及び第五号書式中「㉑」を削る。
（軌道法施行規則の一部改正）

（軌道法施行規則の一部改正）

（内務省令）
（鉄道省令）

第四条 軌道法施行規則（大正十二年内務省令）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「連署ノ上左ノ」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次ノ」に改め、同条第二項中「連署ノ上」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ」に改める。
第二十六条中「連署（新設分割ノ場合ニ於テハ署名）ノ上左ノ」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次ノ」に改める。

第十二号様式中「㊸」及び注2を削り、注1を注とする。
 第十四号様式及び第十六号様式中「㊸」及び備考2を削り、備考1を備考とする。
 第十七号様式中「㊸」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。
 第十八号様式及び第十九号様式中「㊸」及び注2を削り、注1を注とする。
 (測量法施行規則の一部改正)

第十一条 測量法施行規則(昭和二十四年建設省令第十六号)の一部を次のように改正する。
 別表第一の三中「㊸」及び備考4を削る。

別表第二中「氏名」を「氏名」に改める。

別表第四から別表第六までの様式中「㊸」を削る。

別表第七中「㊸」を削る。

別表第八中「㊸」及び「㊹」を削る。

別表第十一中「㊸」を削る。

別表第十二中「㊸」を削る。

別表第十四中「㊸」を「㊸」に改める。

第十二条 造船法施行規則の一部改正
 (造船法施行規則の一部改正)

第一条 造船法施行規則(昭和二十五年運輸省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一号書式及び第二号書式中「㊸」を削る。

第三号書式及び第四号書式中「㊸」を削る。

第十号書式中「㊸」を削る。

第十三条 建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一号書式及び第一号の二書式中「㊸」を削る。

第一号の三書式中「㊸」を削る。

第三号の二書式中「㊸」を削り、「㊸」を「㊸」に改める。

第五号書式第一面中記入注意2を削り、記入注意3を記入注意2とし、記入注意4を記入注意3とし、「㊸」を「㊸」に改める。

第六号書式添付書類(㊸)中記入注意1を削り、記入注意2を記入注意1とし、記入注意3を記入注意2とし、「㊸」を削り、同書式添付書類(㊸)及び「㊸」を削る。

第六号の二書式中「㊸」を削る。

(建築基準法施行規則の一部改正)

第十四条 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第一号及び第四項第一号、第二条の二第一項第一号、第三項第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号並びに第三条の七第一項第一号中「記名及び押印がある」を「氏名が記載された」に改める。

第六条の三第一項第一号イ中「第十一条の四第一項第五号」を「第十一条の三第一項第五号」に改める。

第十条の二第二項中「第十一条の四第一項第七号」を「第十一条の三第一項第七号」に、「第十一条の四第一項第八号」を「第十一条の三第一項第八号」に改める。

第十条の二十三第一項第一号及び第二項第一号中「記名及び押印がある」を「氏名が記載された」に改める。

第十一条の三を削り、第十一条の四を第十一条の三とし、第十一条の五を第十一条の四とする。

別記第一号様式及び別記第一号の二様式中「㊸」を削り、

※㊸を「㊸」に改める。

に改める。

別記第二号様式中「㊸」を「㊸」に、「㊸」を「㊸」に改める。
 「㊸」を「㊸」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記別記第三号様式中「第十一号の四」を「第十一号の三」に改める。

別記第四号様式中「㊸」を「㊸」に、「㊸」を「㊸」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とし、注意③を注意②とする。

別記第八号様式(昇降機用)及び別記第八号様式(昇降機以外の建築設備用)中「㊸」を「㊸」に、「㊸」を「㊸」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第九号様式(昇降機用)及び別記第九号様式(昇降機以外の建築設備用)中「㊸」を「㊸」に、「㊸」を「㊸」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第十号様式及び別記第十一号様式中「㊸」を「㊸」に、「㊸」を「㊸」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とする。

別記第十二号様式中「第十一号の四」を「第十一号の三」に改める。

別記第十三号様式及び別記第十四号様式中「㊸」を「㊸」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とし、注意③を注意②とする。

別記第十八号の二様式中「㊸」を「㊸」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とし、注意③を注意②とする。

別記第十八号の三様式中「㊸」を「㊸」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とし、注意③を注意②とする。

別記第十九号様式中「㊸」を「㊸」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とし、注意③を注意②とする。

別記第二十号様式中「㊸」を「㊸」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とし、注意③を注意②とする。

別記第二十六号様式中「㊸」を「㊸」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とし、注意③を注意②とする。

「㊸」を「㊸」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とし、注意③を注意②とする。

(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則)
第百四十五条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成二十九年国土交通省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「㉔」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。
 別記様式第三号中「㉔」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

(国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部改正)

第百四十六条 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則(平成二十九年国土交通省令第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㉔」を「㉕」に改める。

第二号様式、第四号様式及び第六号様式中「㉔」を削る。

第七号様式中「㉔」を「㉕」に改める。

第八号様式中「㉔」を「㉕」に改める。

第十二号様式中「㉔」を「㉕」に改める。

第十三号様式及び第十四号様式中「㉔」を削る。

第十五号様式中「㉔」を「㉕」に改める。

第十六号様式中「㉔」を「㉕」に改める。

(国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部改正)

第百四十七条 国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則(平成三十一年国土交通省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「㉔」及び注2を削り、注1を注とする。

第三号様式中「㉔」及び注3を削る。

第七号様式中「㉔」及び注3を削る。

第八号様式中「㉔」及び注2を削り、注1を注とする。

第九号様式、第十号様式及び第十二号様式中「㉔」及び注2を削り、注1を注とする。

第十三号様式中「㉔」及び注4を削る。

第十五号様式中「㉔」及び注3を削る。

第十六号様式から第十八号様式までの様式及び第二十一号様式中「㉔」及び注2を削り、注1を注とする。

(国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第百四十八条 国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則(平成三十一年国土交通省令第十七号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「㉔」及び備考1を削り、備考2を備考とする。

(国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則の一部改正)

第百四十九条 国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則(令和元年国土交通省令第十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㉔」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考10までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第二号中「㉔」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考8までを一ずつ繰り上げる。

(自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正)
第百五十条 自動車の特定改造等の許可に関する省令(令和二年国土交通省令第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第三号様式中「㉔」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

附則

(施行期日)
 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。